



1頁：糖尿病の患者さんにお知らせとおわび  
2～4頁：医療費改定について

菊池内科ホームページ <http://www.kikuchi-clinic.com/>

警察で、いろいろな不祥事があり、「うそつきは警官の始まり」とまで言われています。悪いのは一部で、ほとんどの方たちは一生懸命がんばっているはず。4月から介護保険制度が導入されましたが、(予想通り)さっそく東大阪市で不正(患者さんに無断で申請したり、本来別々に書くべき訪問調査と医師の意見書を1人で書いたり)が発覚しました。ケアプラン(介護サービス計画)づくりが、かなり遅れており、当初かなりの混乱が起こると思います。それにつけ込んで、不正をはたらく者が出る可能性があります、ご注意下さい。

当院は、「居宅療養管理指導」という分野だけ、介護保険に関係します。居宅療養管理指導とは、**医療の必要な方が、介護保険のサービスを受けるにあたっての相談・指導、およびケアプラン作成機関等への情報提供**です。

大阪府からの指定を受けて、右下のような掲示をします。たいそうですが、職員が増えるのではなく、看板が増えただけです。何でもお気軽におたずね下さい。

以前にご紹介した健康雑誌に、Kという医師が「断食で肝炎は治る」という記事を書いています。患者さんの体験談も載っていますので治っている人もあるのかもしれない。その記事の中で「インターフェロン療法」を批判しています。インターフェロンとは、肝炎のウイルスを排除する薬剤で、現在のところ、ウイルス性(主にC型)肝炎を根治する治療はこれしかありません。ただ有効率が3～4割程度と低いのと、副作用(発熱など)があるため、すべての患者さんに受けていただけるものでもありません。ところが、この医師は、2つの**うそをついて(あるいは無知なのか?)**インターフェロン療法を勧めない立場をとっています。

1.治療に2～300万円の費用がかかる。

インターフェロンは高価な薬剤で、健康保険を使わず自費で治療を受けるとこれくらいかかります。ただし、健康保険には高額医療に対する助成制度があり、1月の医療費の自己負担額は最高63600円です。(治療期間は通常6か月間です)

2.インターフェロン療法を受けると、血小板が少なくなり、これが肝硬変や肝癌を誘発する。

インターフェロンの治療中には、血小板が少なくなる、これは本当ですが、投与が終了すれば元に戻ります。また、**血小板が減ると肝硬変や肝癌になるのではなく、肝硬変になると血小板が減るのです**。これは常識ですが、自分の治療を広めるために、うそをついて専門的知識のない患者さんを惑わすとは許せないことです。その雑誌の体験談によると、患者さん達はK医師を神様のように思っているようですが、だまされないように注意が必要です。

肝炎については、次号から特集をします。

## 糖尿病で通院中の患者さんに、お知らせとおわび

ヘモグロビン エーワンシー

当院では、糖尿病で通院中の患者さんに**HbA1c(グリコヘモグロビン)**という血液検査をしております。血糖値は、採血の瞬間の血糖値しか表さない(食事の影響が出て、比較しにくい)ので、過去2か月間の血糖値の平均を表すこの検査を治療の目安にしています。

この検査を、診療所で院内で測定しているところは少ないです(下の左が測定器の写真)。ところが困ったことに、測定用のカートリッジ(製造元はバイエル社、写真中)の製造が間に合わず、供給に支障が出ています。

**3月は、必要量の半分程度しか、入手(輸入)できないとのことでしたが、半分以上どこかほとんど入荷しておらず、当院の在庫はほとんどありません。**

つきましては、誠に申し訳ありませんが、**HbA1cの検査は当分の間、院外の検査センターへの外注とせざるを得ません。**ご了承下さい。

(外注の場合、結果が出るのに約2日かかります。申し訳ありません。)

なお、一般の検査(血糖、肝機能など)の測定器(写真右)には支障がありませんので、今まで通りの検査を行います。



### 大阪府知事指定 指定居宅療養管理指導事業者

1.当院は、大阪府知事指定の指定居宅療養管理指導事業者です。

指定事業者番号 2715505075

2.当院では、次のものが指定居宅療養管理指導事業を実施します。

医師 菊池 博 (院長)

3.営業日および営業時間は次の通りです。

月曜日から土曜日の午前9時から12時

月・火・木・金曜日の午後4時から7時

ただし、国民の祝日、年末年始等の休業日を除く。

なお、緊急時はこの限りではありません。

4.利用料等

指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によります。上記に要した交通費については、無料です。

### 医療費の改定について

4月1日から、医療費が改定されました。負担が増える患者さんが多くなり申し訳ありません。主な医療費について、今回変更のないものも含めて、簡単に説明させていただきます。分かりにくい点があれば、遠慮なくおたずね下さい。

医療費は、病院と診療所で異なる項目があります。(病院の大きさ(ベッド数)によっても異なるものがあります)

保険点数は1点が10円です。自己負担は1円単位で書いていますが、会計時には、合計金額の10円未満は四捨五入しますのでご了承下さい。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
初診料	270点	変更なし	540円	810円

初回のみです。風邪などの急性疾患の場合は、一旦治れば、次回がまた初診ということになります。慢性疾患で継続で通院中の方は、途中で風邪をひいたり、病気が増えても初診にはなりません。

乳幼児(6才未満)や時間外・夜間の場合は加算料金があります。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
再診料	74点	変更なし	148円	222円

初診以外の診察で毎回かかります。

乳幼児(6才未満)や時間外・夜間の場合は加算料金があります。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
外来管理加算	52点	+10点	104円	156円

再診の都度かかります。ただし、特定の検査・処置(当院では超音波検査と内視鏡検査)をした時にはかかりません。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
継続管理加算	5点	新設	10円	15円

再診の時、**月1回のみ**、かかります。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
特定疾患療養指導料	225点	+23点	450円	675円

慢性疾患の方に、**月2回のみ**、かかります。慢性疾患とは、厚生省が定めた、糖尿病・高血圧症・慢性肝炎・狭心症・脳梗塞などの疾患です。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
処方せん料	81点	変更なし	162円	243円

処方せんを発行する毎にかかります。

慢性疾患の方は、月2回まで、加算(1回15点:今回3点増)があります。  
調剤薬局での支払いが増えるかどうかは、薬局でおたずね下さい。

#### 会計の例

##### 風邪で初診、投薬のみの方

初診料 270点  
+ 処方箋料 81点  
351点

今回改定	2割負担の方	3割負担の方
変更なし	700円	1050円

##### 風邪で再診、投薬のみの方

再診料 74点  
外来管理加算(42) 52点  
+ 処方箋料 81点  
197点 207点

(月がかわっていると、継続管理加算もつきます)

今回改定	2割負担の方	3割負担の方
+10点	410円(+20円)	620円(+30円)

##### 高血圧症で継続受診。投薬のみの方

再診料 74点  
継続管理加算(新設) 5点  
外来管理加算(42点) 52点  
特定疾患療養指導料(202点) 225点  
+ 処方せん料(93点) 96点  
411点 452点

(月の1回目のみ)

(月の1, 2回目のみ)

(月の3回目以降は81点)

今回改定	2割負担の方	3割負担の方
+41点	900(+80)円	1360(+130円)

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
心電図	150点	変更なし	300円	450円
胸部レントゲン写真	167点	-3点 (フィルム代)	334円	501円
尿一般検査	28点	変更なし	56円	84円
超音波検査	550点	変更なし	1100円	1650円



### 注射・点滴

注射の薬剤料以外に下記の注射手技料がかかります。  
薬価（薬剤料）は若干値下げになっており、合計ではほとんど変わらない方が多いと思います。

項目	保険点数	今回改定	2割負担の方	3割負担の方
点滴 (500mlまで)	47点	+2点	94円 (+4円)	141円 (+6円)
静脈注射	30点	+2点	60円 (+4円)	90円 (+6円)
皮下・筋肉注射	18点	+2点	36円 (+4円)	54円 (+6円)

### 保険証の確認のお願い

健康保険の資格の確認のため、月に一度、保険証を受け付けにご提示下さい。  
また、退職等のため保険証が変更になった時は、その月内に必ずご提示下さい。  
保険証の番号等の変更があると、「資格なし」で保険請求ができませんので、よろしくお願いいたします。

### 継続療養・任意継続について

退職してもこの制度を利用すると、退職前と同じ条件（2割負担）で医療がうけられます。手続きに期限がありますので、できるだけはやく健康保険組合または社会保険事務所で手続きをしてください。

	継続療養	任意継続
退職までに必要な被保険者の期間	1年以上	2か月以上
受けられる医療の範囲	資格喪失時に診療を受けている病気・けがのみ（医療機関の証明が必要）	すべての病気・けが（資格喪失後にかかったものも可）
医療を受けられる期間	初診日から5年間	資格喪失から2年間
保険料	不要	全額自己負担 (退職前の最高2倍になります)
手続きの期限	資格喪失後10日以内	資格喪失後20日以内

### 保険診療について

調子は変わらないから、診察なしで薬だけが欲しいと言われる患者さんが時々ありますが、原則として診察を受けていただかなければいけません。

保険診療では、無診療投薬（診察せずに投薬だけ）は認められていません。万一診察なしで処方せんを出したとしても、再診料等は必要ですので、医療費が安くなるわけではありません。

また、保険診療では、一部の例外を除いて、診療費の一部を自費で負担させること（混合診療といいます）を禁止しています。「一部を自費でとるのなら、すべてを自費にしなければいけない」が原則です。以前に糖尿病の話の時に書きましたが、インスリンをうっている方に消毒綿や血糖測定の器具などを自費で負担させている医療機関があるようです。これは典型的な混合診療です。ご注意下さい。

一部の例外：大病院に紹介状を持たずに受診した場合、数千円が多いですが、自費でとられることが多いです（これは厚生省が認めています）。病院は紹介率が高い方が、診療報酬上有利なため、紹介患者を増やしたいのです。

### 広報誌のバックナンバーについて

もし今までの広報誌をお読みになりたい方は、受付にお申し付け下さい。在庫があれば、すぐに差し上げます。

インターネットで当院のホームページでもご覧になったり、印刷したりできます。そのためにはアドビ社の「アクトバット・リーダー」というソフト（無料）が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前9～12							×
午後4～7			×			×	×

### 菊池内科（内科・消化器科）

〒581-0003 八尾市本町7-11-18 八尾メディカルアベニュー2F

電話 0729-90-5820 ファックス 0729-90-5830

ホームページ <http://www.kikuchi-clinic.com/>

電子メール [hiroshi@kikuchi-clinic.com](mailto:hiroshi@kikuchi-clinic.com)